

公益社団法人日本口腔インプラント学会 職員退職手当規程

平成22年11月11日制定

(総則)

第1条 公益社団法人日本口腔インプラント学会（以下、「本会」という。）就業規則第35条に規定する職員の退職手当については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給)

第2条 退職手当は、常勤職員が1年以上在職し、次の各号の一に該当する場合に、その者

(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。

- (1) 疾病のため辞職した場合
- (2) 在職中死亡した場合
- (3) 本法人の解散その他業務上の都合により解雇された場合
- (4) 定年退職の場合
- (5) 自己の都合により円満退職した場合

2 就業規則第41条第1項第4号に基づく懲戒免職の処分により解雇された者には、退職手当を支給しない。なお、在職中の行為に懲戒解雇の処分に相当する行為があったことが判明したときは、本会は、すでに支給した退職手当の全部またはその一部の返還を求めることができる。

3 定年退職後再雇用された者には、退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 普通退職の場合の退職手当の額は、退職の日における基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、その者の都合により退職した場合の退職手当の額は、前項の規定により計算した額に退職の日における基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者は、100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者は、100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者は、100分の90

3 11年以上25年未満の期間勤続して定年退職した者の退職手当の額は、退職の日における基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の125
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の137.5
- (3) 16年以上24年以下の期間については、1年につき100分の200

4 25年以上の期間勤続して定年退職した者の退職手当の額は、退職の日における基本給月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の150
- (2) 11年以上25年以下の期間については、1年につき100分の165
- (3) 26年以上34年以下の期間については、1年につき100分の180
- (4) 34年以上の期間については、1年につき100分の105

5 第1項から前項までの規定により計算した退職手当の基本額が、退職日基本給月額に57を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

(勤続期間の計算)

第4条 退職手当の算定の基礎とする勤続期間は、本会の職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの期間を通算する。

2 前項の規定により計算した在职期間に1年未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てる。ただし、傷病又は死亡により退職する者で、その在职期間が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。

3 産前産後の休業期間又は育児・介護休業期間は勤続期間として通算する。その他の病気等の休業又は休職期間は通算しない。

(支払方法及び支払時期)

第5条 退職手当は、支給事由が生じた日から1か月以内に、退職者（死亡による場合はその法定相続人）に対して、控除すべきものを控除したうえで、その全額を通貨で支払う。ただし、職員または職員の法定相続人の同意があるときは、銀行振込により各自の指定する本人の預金口座に振り込んで支払う。

(退職手当の増額)

第6条 第2条第1項第1号及び第2号に該当する場合は、理事長は、その退職手当を増額することができる。

(退職手当の減額)

第7条 在职期間中、勤務成績不良の者については、理事長は、所定の退職手当の3割を超えない範囲において減額することができる。

第8条 職員又は職員の家族が死亡したときは、別に定める弔慰金を支給する。

(細則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(補則)

第10条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人日本口腔インプラント学会としての登記の日から施行する。
- 2 本会の設立認可以前における任意団体日本口腔インプラント学会及び社団法人日本口腔インプラント学会の常勤職員として在籍していた期間は、第4条の在職期間に通算する。
- 3 この規程は、平成28年3月13日に改正し、平成28年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、令和4年3月27日に改正し、令和4年4月1日から施行する。

参 考

旧社団法人規程 平成17年8月15日制定及び施行